

北海道告示第10552号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年4月6日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

令和5年度労働力調査調査用品類の保管、仕分け、梱包及び輸送業務（単価）

ア 1月当たりの保管料（入庫料、出庫料、梱包手数料、梱包資材料、管理費を含む。）

イ 1個当たりの輸送料（当該年度末の残数等の返送料を含む。）

(2) 予定数量

ア 保管期間 11ヶ月

イ 輸送量 年間1,925個（約175個／月×11月）

（1個当たりの規格：80cm、平均重量約2kg）

※ 調査用品の残数等の返送含む 約120箱（総重量約1,000kg）

(3) 契約の目的の仕様等

労働力調査調査用品類の保管、仕分け、梱包及び輸送委託業務処理要領のとおり

(4) 契約期間

令和5年5月1日から令和6年3月29日まで

(5) 履行場所

ア 保管、仕分け、梱包

受託者が管理する倉庫

イ 輸送

北海道内

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道告示第10551号に規定する令和5年度労働力調査調査用品類の保管、仕分け、梱包及び輸送業務資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部計画局統計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 地下1階

総合政策部計画局統計課分室

(2) 入札日時 令和5年4月24日（月）午前11時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれ

があると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総合政策部計画局統計課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階

ウ 電話番号 011-204-5146（担当係直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。